医療事故調査制度では、対象となる医療事故が発生した場合に、施設の規模にかかわらず、速やかにその原因を明らかにするための院内調査を行うことが義務付けられました。院内調査が中立性・秘匿性・非懲罰性を確保し、迅速かつ適正に行えるよう支援するために設けられたのが「医療事故調査等支援団体」（以下、支援団体）であり、大阪府医師会では、支援団体として厚生労働省から指定を受け、会員医療機関の支援を行っています（平成 27 年 8 月 6 日付厚生労働省告示第 343 号で指定）。また、府内の医療機関や団体間の連携・調整を図ることを目的に、「大阪府医療事故調査等支援団体連絡協議会」を設立・運営しており、支援環境の充実に取り組んでいます。

具体的な支援としては、①事故調・支援センターへの報告判断など制度全般に関する相談、②院内調査に関する助言・支援（外部委員の派遣等）、③解剖実施・死亡時画像診断(Ai)に関する支援――などを行っています。会員医療機関において、対象事案が発生した際には、まずは本会医療安全支援室までご連絡ください。

本制度が開始し、今年で 10 年となりますが、法解釈が曖昧な点や、秘匿性・刑事訴追免除の保証がなされていない点など、未だに多くの問題が含まれています。しかし、本来の目的である原因究明と再発防止のため、医療機関の医療安全の学習につながる制度として、適切に活用されるべきと考えます。本会では、毎年、「医療安全推進指導者講習会」などにおいて、本制度についての講演を行っております。会員医療機関の皆さまに、理解を深めていただく機会として、役立てていただけましたら幸いです。

令和 7 年 3 月 14 日

大阪府医師会 医療安全担当理事
大平　真司